

(保 77)

平成 23 年 6 月 17 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の今後の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震等による被災に関する労災診療費等の請求の取扱いにつきましては、平成 23 年 3 月診療分の請求（4 月提出分）に関しまして、平成 23 年 3 月 31 日付け（保 268）F、4 月診療分の請求（5 月提出分）に関しましては、平成 23 年 4 月 27 日付け（保 46）F、5 月診療分の請求（6 月提出分）に関しましては、平成 23 年 5 月 27 日付け（保 66）F にてご連絡申し上げたところであります。

今般、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長より、平成 23 年 6 月診療分（7 月提出分）以降の請求方法につきまして、下記のとおり取り扱う旨通知されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 平成 23 年 6 月診療分以降に係る労災診療費等の請求について
 - (1) 平成 23 年 6 月診療分（7 月提出分）以降に係る労災診療費の請求については、原則として特例による請求の取扱いは行わないものとします。

なお、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する医科に係る労災保険指定医療機関（以下、「指定医療機関」という。）であって、5 月診療分まで特例による請求を行ってきた指定医療機関のうち、引き続き 6 月診療分においても通常の請求が困難である場合には、所在地を管轄する都道府県労働局又は R I C にご連絡をお願いします。
 - (2) 請求書等の提出期限について

平成 23 年 6 月診療分（7 月提出分）以降に係る請求書等の提出期限については、原則として、診療月の翌月 10 日までに所在地を管轄する都道府県労働局又は R I C（R I C 地方事務所廃止以降は都道府県労働局のみ）に提出することとなります。なお、災害救助法適用地域（東京都を除く。）の指定医療機関であって、やむを得ず上記提出期限に遅れるような場合には、その旨所在地を管轄する労働局又は R I C にご連絡をお願いします。
- 2 その他
 - (1) 「東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて」（平 23.3.14 基労補発 0314 第 1 号）に基づき、通常の「療養補償給付たる療養の給付請求書」（いわゆる「5 号様式」）によらず、任意様式により作成した場合など、レセプトに労働保険番号等が

記載できない（不明なため）ものについても、特に他のレセプトと区分することなく請求して差し支えありません。

(2) やむを得ない事情により、未だに3月診療分（4月提出分）、4月診療分（5月提出分）及び5月診療分（6月提出分）について請求（特例請求）に至っていない指定医療機関については、所在地を管轄する都道府県労働局又はR I Cにご連絡をお願いします。

<添付資料>

- ・東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の今後の取扱いについて
（平 23. 6. 15 基労補発 0615 第 2 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）

基勞補発0615第2号
平成23年6月15日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長
(契印省略)

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の
今後の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについては、平成23年3月30日付け基発0330第13号により通達されたところであるが、6月診療分（7月提出分）以降の診療費の請求については、原則として特例による請求の取扱いは行わないものとする。

なお、労災保険指定医療機関からやむを得ない事情により通常の請求が困難である等の相談があった際には、当課あて協議されたい。